法律第六十九号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律

（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第一条　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第四条）

第二章　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための措置

第一節　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針（第五条）

第二節　安定取引関係確立事業活動計画等（第六条―第十条）

第三節　連携支援計画（第十一条・第十二条）

第四節　支援措置等

第一款　中小企業等経営強化法の特例（第十三条）

第二款　研究機構の研究開発設備等の供用及び協力に係る業務（第十四条）

第三款　株式会社日本政策金融公庫の行う安定取引関係確立事業活動等促進業務（第十五条・第十六条）

第四款　産業競争力強化法の特例（第十七条）

第五款　財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（第十八条）

第六款　雑則（第十九条―第二十一条）

第五節　食品等持続的供給推進機構（第二十二条―第三十二条）

第三章　食品等の取引の適正化のための措置

第一節　食品等の取引の適正化に関する基本的な方針（第三十三条）

第二節　食品等取引実態調査等（第三十四条・第三十五条）

第三節　飲食料品等の取引の適正化に関する措置

第一款　飲食料品等事業者等が講ずべき措置等（第三十六条―第四十条）

第二款　指定飲食料品等に係る措置（第四十一条―第五十一条）

第四節　公正取引委員会への通知（第五十二条）

第五節　雑則（第五十三条）

第四章　雑則（第五十四条・第五十五条）

第五章　罰則（第五十六条―第五十八条）

附則

第一条中「食品等の流通が」を「食品等事業者が食料システム（食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第二条第五項に規定する食料システムをいう。第四条第一項第一号において同じ。）において」に、「食品等の流通の合理化を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定及び食品等流通合理化計画の認定、その実施に必要な支援措置その他の措置を講ずるとともに、」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための措置及び」に、「を図るため、農林水産大臣による調査の実施その他」を「のため」に、「食品流通業」を「食品産業」に改める。

第二条第二項及び第三項を次のように改める。

2　この法律において「食品等事業者」とは、食品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う者をいう。

3　この法律において「農林漁業者」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう。

第二条第四項中「食品等の」を削り、同項を同条第九項とし、同条第三項の次に次の五項を加える。

4　この法律において「安定取引関係確立事業活動」とは、食品等事業者が行う事業活動であって、当該食品等事業者と農林漁業者との間における取引の機会の拡大、継続的な取引の実施その他の安定的な取引関係の確立を図るもの（当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併、会社の分割、出資の受入れ又は会社の設立若しくは清算その他農林水産省令で定める措置（以下「合併等の措置」という。）を含む。）をいう。

5　この法律において「流通合理化事業活動」とは、食品等事業者が食品等の流通の効率化、品質管理又は衛生管理の高度化その他の食品等の流通の合理化による措置により、食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓を図る事業活動（当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併等の措置を含む。）をいう。

6　この法律において「環境負荷低減事業活動」とは、食品等事業者が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出の量の削減、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二条第二項に規定する食品廃棄物等の発生の抑制その他の環境への負荷の低減又は資源の有効利用を図る事業活動（当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併等の措置を含む。）をいう。

7　この法律において「消費者選択支援事業活動」とは、食品等事業者が行う事業活動であって、環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資する食品等その他の食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等の一般消費者による選択に資する情報の伝達を図るもの（当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併等の措置を含む。）をいう。

8　この法律において「連携支援事業」とは、食品等事業者間の取引の機会の創出、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化、研修その他の安定取引関係確立事業活動等（安定取引関係確立事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動又は消費者選択支援事業活動をいう。以下同じ。）に対する支援の事業を行う二以上の者が連携して行う当該事業をいう。

第二条に次の一項を加える。

10　この法律において「飲食料品等」とは、食品等のうち、飲食料品及びその原料又は材料として使用されるもの（農林水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造し、若しくは加工したものに限る。）をいう。

第三十四条を削る。

第三十三条中「法人の」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条を第五十八条とする。

第三十二条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十五条」を「第二十一条」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第二十三条第一項」を「第二十九条第一項」に、「の規定による報告」を「、第四十条第一項若しくは第五十一条第一項の規定による報告」に、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第二十四条」を「第三十条」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第五十七条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第五十六条　第五十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四章中第三十一条を第五十五条とする。

第三十条中「地方農政局長」を「地方支分部局の長」に改め、同条を第五十四条とする。